

【諮問第236号】

22川情個第25号

平成22年6月11日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年10月1日付け21川健函第322号で諮問のありました、公文書開示請求に係る拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年8月21日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市（以下「実施機関」という。）に対し、盲人図書館庶務係の「第4回係会議の次第とそれらの一連の記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し「第4回係会議の次第」については平成21年9月4日付けで全部開示処分を行い、「それらの一連の記録」については文書を作成していないとして、同日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成21年9月14日付けで、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。なお、同日付の全部開示処分については異議申立ての対象としていない。（当審査会諮問第236号事件）

3 異議申立人の主張要旨

平成21年12月18日付け意見書によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。なお、異議申立人の申し出により、口頭意見陳述は実施していない。

(1) 異議申立人が現在の職場に着任した平成18年当時は、定例的な係会議が開催されていなかったが、情報の共有化等、係会議の必要性を説き、平成20年度から開催されるようになった。

(2) 異議申立人は係会議開催の提案者であるため会議の次第案を作成し、係長の決裁を得て、正式な次第として係会議で使用されている。

(3) 会議当日は係長が議事を進行し、異議申立人は係員として会議のメモを取っている。今回の開示請求にあたって、当該メモの提出も求められず、メモの確認すら行われなかったにもかかわらず文書不存在とした処分に承服しかねる。参考として、他の会議に出席した際のメモを職場内で供覧したものを資料として提出する。

(4) 担当として会議のメモを取り保管していたにもかかわらず、その記録の提出の打診も無かった状況だが、参考としてメモをもとに清書したものを資料として提出する。

4 実施機関の主張要旨

平成21年11月2日付け処分理由説明書及び平成22年2月19日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求の対象文書は第4回係会議の議事録等であるが、当該会議は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）の規定により議事録の作成を義務付けられる審議会等には当たらない。

(2) 当該会議は月に1、2回開催する係の打ち合わせで、事務連絡や業務の確認事項など、係員が共通の理解を得られればよしとする会議である。

(3) 異議申立人が資料として提出している書面については、異議申立人作成の意見書とともに事務局から送付を受けた際に初めてその存在を認識した。

(4) 以上の理由から会議録にあたるものは作成しておらず、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行ったことは妥当であるとする。

5 審査会の判断

本件は、異議申立人が、健康福祉局盲人図書館庶務係内の第4回係会議（以下「第4回係会議」という。）の次第とそれら一連の記録の開示を求めたところ、実施機関が、第4回係会議の次第は開示したが、それ以外の文書は存在しないとして拒否処分を行ったことに対し、異議申立人が、第4回係会議のメモが存在するとして、異議申立てをしたものである。そこで、第4回係会議の次第のほか、会議のメモ、議事録等の文書が存在するか検討する。

実施機関によれば、健康福祉局盲人図書館庶務係内の係会議は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）の規定により議事録の作成を義務付けられる審議会等には当たらず、また、要綱等により、設置されているものでもないこと、事務連絡や業務の確認事項が多く、係員が共通の理解を得られればよい内容であることから、特段議事録等は作成していないとのことである。確かに、第4回係会議の次第によれば事務連絡、報告事項が主たる内容であり、その他の事項も必ず議事録を作成しなければならないものとも考えられず、議事録を作成していないとの実施機関の説明に不自然なところはない。

ただ、異議申立人は、自らが担当として第4回係会議のメモを取り保管していたとのことであり、そのメモをもとに作成した第4回係会議の議事録を参考資料として提出していることから、異議申立人が作成した第4回係会議のメモを、第4回係会議の一連の記録として開示すべきではないかが問題となる。

平成22年2月19日に実施された実施機関の口頭処分理由説明において、同図書館長は、第4回係会議の記録を異議申立人に命じたことはなく、第4回係会議のメモが存在することを異議申立人が提出した意見書及び参考資料を受領するまで知らなかったと述べており、異議申立人が提出した資料に照らしてもその説明に不自然なところはなく、異議申立人が、第4回係会議のメモの存在を、同館長ら上司に報告していた事実も認められない。そうであれば、異議申立人が作成した同会議のメモは、単に異議申立人が作成、保管していたものと認められ、実施機関が組織的に用いるものとして作成された文書とはいえず、開示請求の対象となる公文書とはいえない。

したがって、第4回係会議の一連の記録が存在するとは認められず、実施機関が行った拒否処分は妥当であるといえる。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	鈴 木 庸 夫
委 員	高 岡 香
委 員	安 富 潔 子
委 員	葭 葉 裕 子